

14 介護保険制度の充実・強化について

介護ニーズが増大する中、事業所による円滑で安定的な介護サービスの提供が可能となるよう介護保険制度の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

四国の各県においては、介護サービス提供事業者等の多くが介護職員処遇改善加算の利用などで職員の早期離職の防止と職場への定着に努めており、国においても令和7年度補正予算において実施された「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業」や、令和9年度の定期改定を待たずに実施される令和8年度介護報酬改定にて対応しているところですが、今後も増大する介護ニーズに対応するためには、こうした加算を定量的かつ継続的な仕組みとする必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、事業所からの遠隔地や利用者が特に少ない中山間地域等においては、加算の取得要件の弾力化や通所介護事業所等の多機能化などが実施されていますが、根本的な解決には至っていません。サービス提供に支障が生じることのない介護報酬の仕組みとすることが必要です。

さらにその際には、現行の特別地域加算等では利用者の自己負担が増加する仕組みとなっていることから、利用者の負担割合を通常地域と均衡が取れる率まで低減するといった低所得者に対する軽減制度の拡充などの配慮が必要です。あわせて、地域包括ケアシステムの根幹となる訪問看護等の軽減対象サービスへの追加や、軽減措置の実施主体に医療法人を追加するなどといった拡大措置も欠かせません。

「令和6年度介護報酬改定」において、各サービスの基本報酬が全体的に「1.59%」へ引き上げられる中、訪問介護系のサービスの基本報酬のみが減額されました。訪問介護事業所の多くは小規模

事業所であり、職員の高齢化、人材不足の不安定要素を抱える中、移動距離等が報酬に十分反映されておらず、昨今の燃料費高騰の影響もあり、経営が不安定であることから、地域の実情を踏まえた訪問介護事業所等の報酬を設定することが必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 恒久的な処遇改善につながる制度の確立

介護職員処遇改善加算を介護報酬の基本部分に組み込んだ上で、恒久的な制度として確立すること。

(2) 中山間地域等の条件不利地域において在宅介護サービスが可能となる介護報酬の設定

中山間地域等の条件不利地域においても、必要とされる在宅介護サービスの提供・確保が可能となるような介護報酬の単価設定とすること。また、その際には、利用者負担の上昇についての十分な配慮などを行うこと。

また、業務効率化や見守り・相談のために、「地域医療介護総合確保基金」のメニューを拡充し、利用者宅へのICT機器の設置、複数年の通信費や維持費を補助の

対象とするとともに、補助上限額を引き上げることにより、ICT活用支援の充実を図ること。

(3) 中山間地域等で在宅サービスを提供する事業者の実態に合った介護報酬の設定
在宅介護の中心を支える訪問介護業所等の介護報酬について、基本報酬の基本部分に移動距離を十分に踏まえた制度とすること。